

寝屋川市広報ねやがわ広告掲載実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、寝屋川市広告掲載要綱(平成18年12月1日制定。以下「要綱」という。)第5条の規定に基づき、広報ねやがわへの広告掲載(以下「広告掲載」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(広告の募集等)

第2条 広告の募集、受付及び掲載に係る事務は、寝屋川市と契約を締結した広告代理業を営む者(以下「広告取扱業者」という。)に行わせるものとする。

(広告の規格等)

第3条 広告の規格等は次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 枠の大きさ

ア 2分の1枠 縦5.2センチメートル、横8.5センチメートル

イ 1枠 縦5.2センチメートル、横17.5センチメートル

ウ 2枠 縦11.6センチメートル、横17.5センチメートル

(2) 枠の使用法 2分の1枠、1枠又は2枠の使用

(3) 文字、罫線等の色 フルカラー

(4) 広告の枠数 1広報当たり12枠

(5) 掲載位置 別に指定する面の下1段又は下2段

(6) 広告掲載料(広告取扱業者から寝屋川市に対し支払われる額をいう。) 寝屋川市と広告取扱業者が契約により定めた金額

(広告媒体)

第4条 広告は、毎月1日に発行する広報ねやがわに掲載するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市のホームページ等において閲覧することのできる広報ねやがわにおいては、広告は表示しないものとする。

(広告掲載の申込み)

第5条 要綱第8条に規定する申込書は、寝屋川市広報ねやがわ広告掲載申込書(第1号様式)とする。

2 広告掲載希望者に対しては、前項の申込書を、広告取扱業者を経由して提出

するよう求めるものとする。

(優先順位等)

第6条 要綱第9条第5項の規定により設ける優先順位は、次の各号に掲げる順序によるものとする。

- (1) 国、政府関係機関、地方公共団体及びこれらに類するもの
- (2) 国又は地方公共団体が公益性を保持する観点から経営に参画する企業
- (3) 市内で活動する公益法人、各種市民団体等
- (4) 公共性の高いものとして次に掲げるもの
 - ア 電気事業、ガス事業、旅客運輸事業、通信事業、新聞事業、放送事業等を行う企業
 - イ 市内に本店又は支店を有する銀行、信用金庫、信用組合、農業協同組合等
 - ウ 市内の商店街、市場、専門店等の連合体
- (5) 上記以外の事業者であって、市内に事業所を有するものに係る広告
- (6) 上記以外の事業者であって、市内に事業所を有しないものに係る広告
- (7) 上記に掲げるもののほか、広報ねやがわに掲載する広告として市長が適当であると認めるもの

2 広告掲載希望者に市税（寝屋川市税条例（昭和62年寝屋川市条例第22号）に規定する市税をいう。）の滞納がある場合は、その者の申込みに係る広告は、掲載しない。ただし、滞納分が完納された場合は、この限りでない。

(広告掲載の決定)

第7条 要綱第14条に規定する掲載決定通知書及び非掲載決定通知書は、寝屋川市広報ねやがわ広告掲載・非掲載決定通知書（第2号様式）とする。

2 前項の掲載決定通知書及び非掲載決定通知書による通知は、第5条第2項の規定により申込書を提出した広告取扱業者を経由して行うものとする。

(広告原稿の作成及び提出)

第8条 要綱第14条の規定により掲載決定通知書を受けた者（以下「広告掲載者」という。）に対しては、広告掲載者の責任と負担により、広告原稿を指定された期日までに指定された場所に提出するよう求めるものとする。

(広告掲載料の納付)

第9条 要綱第16条の規定にかかわらず、広告掲載者に対しては、広告取扱業者が定める手続により、第3条第6号に規定する広告掲載料に2を乗じて得た額の範囲内で広告取扱業者が定める額を広告取扱業者に支払うよう求めるものとする。

(広告掲載料の還付)

第10条 広告取扱業者に対しては、次の各号に掲げる場合においては、要綱第16条第2項ただし書の規定により、納付された広告掲載料の全額を広告掲載者に対し還付するよう求めるものとする。

- (1) 広告掲載者の責めに帰さない理由により、広告掲載を取り消したとき。
- (2) 寝屋川市の故意又は重大な過失により、広告を掲載した広報ねやがわを汚損、毀損、亡失等したため、市民に対し配布できなかったとき。

(決定の取消し)

第11条 要綱第19条各号に掲げるもののほか、広告掲載者が、指定する期日までに広告原稿を提出しなかったときは、広告掲載に係る決定を取り消すことがある。

附 則

この要領は、平成19年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。